

## 10. 水田に関する手続き

### 水田を所有していたまたは借りていた

#### 手続き① 水稲生産実施計画書の名義、住所、電話番号の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水田を所有または借りていた場合は、水稲生産実施計画書の名義などの変更が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	益田市農業再生協議会 (農林水産課内) ☎ 0856-31-0316 FAX 0856-24-0452

#### 手続き② 経営所得安定対策の承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が経営所得安定対策へ加入していた場合は、交付金の承継手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続関係があることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方が死亡したことを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 承継される方の預貯金通帳など ※詳細はお問い合わせください	益田市農業再生協議会 (農林水産課内) ☎ 0856-31-0316 FAX 0856-24-0452